太田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)について必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保と建設業の 健全な発展を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結 集等により、効果的施工の確保ができると認められる場合とする。

(種類)

- 第3条 共同企業体の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 特定建設工事共同企業体 建設工事の特性に着目して市の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。
 - (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

- 第4条 特定建設工事共同企業体の対象工事の種類及び規模は、原則として次に掲げるとおりとする。
 - (1) 対象工事の種類
 - ア 技術的難度の高い特定建設工事(橋梁、トンネル、堰、下水道等の土木構造物及 び建築・設備等の建設工事)
 - イ 新技術・新工法の研究開発を目的とする研究開発型工事及び新技術・新工法の実 用化を目的とする実験型工事等技術力を結集して行う建設工事
 - ウ 特殊工法を内容とすること等により地元建設業者への建設技術の移転を目的と して行う建設工事
 - エ その他市長が特に必要と認める建設工事
 - (2) 対象工事の規模

業種						規模	
土	木	_	式	工	事	2億円以上	
建	築	_	式	工	事	5億円以上	
電気・電気通信・管(設備)専門工事			専門エ	_事	1億円以上		
造園	・ そ	の他	の専	門工	事	1億5,000万円以上	
設備	•	その	他の	ンエ	事	2億円以上	

2 経常建設共同企業体の対象工事の種類及び規模は、太田市建設工事等請負業者選定要

領(平成17年3月28日太田市制定。以下「選定要領」という。)第5条に規定する単体企業への発注金額区分の場合に準ずる。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として3者以内とする。

(構成員の組合せ)

- 第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として太田市入札参加資格者 名簿(以下「資格者名簿」という。)における等級格付が選定要領第4条に規定するA等 級に属する者の組合せとする。ただし、第4条第1項第1号エで定める工事については、 原則として資格者名簿における等級格付が選定要領第4条に規定するA等級に属する者 で同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。
- 2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として資格者名簿における等級格付が 選定要領第4条に規定するA等級に属する者以外の者で同一等級又は直近等級に属する 者の組合せとする。

(構成員の要件)

- 第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - (1) 当該建設工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、 許可後3年を超える営業年数を有すること。
 - (2) 原則として、当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての 実績を有し、かつ、当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
 - (3) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- 2 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - (1) 希望する工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可後3年を超える営業年数を有すること。
 - (2) 原則として、希望する工事種別につき元請としての実績を有すること。
 - (3) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は 主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、これらの技術者を 工事現場ごとに専任で配置できること。

(出資比率)

- 第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 2者の場合 30パーセント
 - (2) 3者の場合 20パーセント

(代表者の選定方法)

- 第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該工事に対応する特定建設業の許可を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大(同比率である場合を含む。)とする。
- 2 経常建設工事共同企業体の代表者は、経常建設共同企業体の代表者及び構成員の協議により決定された者とする。

(有効期間)

- 第10条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、次に定めるところによる。
 - (1) 契約の相手方となったものの有効期間は、当該工事の履行後3箇月を経過した日までとする。
 - (2) 当該工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。
- 2 経常建設共同企業体の有効期間は、単体企業の場合に準ずる。 (結成)
- 第11条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、次に定めるところによる。
 - (1) 市長は、当該建設工事に合わせて第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条及び第9条の規定に基づき、当該特定建設工事共同企業体に係る構成員の要件、組合せ等結成に必要な要件について、特定建設工事共同企業体に係る告示により、掲示の方法をもって公示するものとし、入札公告と組み合わせて告示するものとする。
 - (2) 特定建設工事共同企業体は、前号の規定に基づいて、任意に結成することができるものとする。ただし、構成員は、同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることができない。
 - (3) 第1号の規定に基づく特定建設工事共同企業体が2以上結成されなかったときは、 当該建設工事に係る入札参加資格審査手続は中止するものとする。ただし、市長が中 止する必要を認めないときは、この限りでない。
- 2 経常建設工事共同企業体は任意に結成することができるものとする。ただし、構成員 は2以上の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。

(入札参加資格申請)

- 第12条 共同企業体を結成した者が、入札参加資格審査を申請しようとするときは、次 の書類を市長に提出するものとする。
 - (1) 建設工事共同企業体入札参加資格審查申請書(様式第1号)
 - (2) 共同企業体協定書
 - ア 特定建設工事共同企業体協定書 (様式第2号)
 - イ 経常建設工事共同企業体協定書(様式第3号)
 - (3) 建設工事共同企業体誓約書(様式第4号)

- (4) 委任状(様式第5号)
- 2 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の申請期間は、前条第1項第1号に より定める告示に定める期間とする。
- 3 経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請の申請期間は、建設工事に係る競争入札 参加者の資格等に関する告示(以下「告示」という。)により定める期間とする。
- 4 市長は、共同企業体の入札参加資格を認定したときは、共同企業体の代表者に建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書(様式第6号)により通知するものとする。
- 5 市長は、経常建設工事共同企業体の入札参加資格を認定したときは、入札参加資格者 名簿に登載するものとする。
- 6 経常建設共同企業体の資格者名簿への登載は、単体企業の場合に準ずる。 (混合入札)
- 第13条 前条までの規定により特定建設工事共同企業体を結成させて行う工事について 特定建設工事共同企業体以外の有資格業者(資格者名簿に登載されている者)であって 当該工事を確実かつ円滑に施工することができると認められるもの(以下「単体有資格 業者」という。)があるときは、特定建設業工事共同企業体により行わせる競争に当該単 体有資格業者を参加させることができるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた 場合に限るものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成19年1月29日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年6月30日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

(宛先)	大F	ΗF	片长
() [] / [] /	_^\ F		ソル

共同企業体の名称

共同企業体の代表者 の住所、名称及び 代表者職氏名

(EII)

共同企業体の構成員 の住所、名称及び 代表者職氏名

(EJ)

共同企業体の構成員 の住所、名称及び 代表者職氏名

(EJ)

このたび、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、 を代表とする(特定・経常)建設工事共同企業体を結成し、貴市実施の工事の入札に 参加したいので、別紙指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓 約します。

構成員別氏名又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種
希望する履行名称			
希望する履行場所			

(注) 共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者は、当該法人の本社のものとすること。

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の工事を共同連帯して営むことを目的とする。
 - (1) 太田市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工 事を含む。以下「建設工事」という。) の請負
 - (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 という。)と称する。

特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかか わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者 及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部 分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するも のとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事につい

て発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

% % %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して 評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当た るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事 を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合において は、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の

割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする他、別途協議により決定する。

- 4 脱退する構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
- 6 その他脱退に係る不測の事態が発生した場合は構成員双方の協議により決定する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合において は、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、 各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

は、上記のとおり

特定建設工事共同企業体協

定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺 印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(EIJ)

ED

(EII)

経常建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 経常建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。 ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

- 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。
- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出 資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲度の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲度することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事 を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合において は、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の 割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有 している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に 加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結

果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
- 6 その他脱退に係る不測の事態が発生した場合は構成員双方の協議により決定する。

(構成員の除名)

- 第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項 までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合において は、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果た せなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者 承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、 各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日





経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

発注に係る下記工事については、 経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1 工事の名称

工事

2 出資の割合

パーセントパーセント

建設株式会社ほか 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

経常建設共同企業体 代表者

1

様式第4号(第12条関係)

建設工事共同企業体誓約書

当(特定・経常)建設工事共同企業体は、入札参加に当たり、法令等を遵守し、談合等により入札の公正を害するような行為をしないこと及び下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 建設業等の持続的な発展に必要な人材の確保と事業間における公平で健全な競争環境の構築を図るため、社会保険等の加入徹底に取り組むこと。
- 2 下請業者を活用する際には、市内業者を優先的に活用すること。また、資 材調達については、可能な限り地場産品を活用し、市内業者から調達するこ と。
- 3 入札参加資格申請に当たり、公告で定める入札に参加する者に必要な資格 を満たしていること。

年 月 日

(特定・経常) 建設工事共同企業体 代表者

印

構成員

(EII)

構成員

(宛先)太田市長

委 任 状

年 月 日

(宛先)太田市長

共同企業体の名称

共同企業体

住所構成員商号又は名称代表者氏名

(EJI)

下記の者を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、太田市が発注する工事に係る次の権限を委任します。

(委任事項)

- 1 工事の入札及びその他の発注方式に関する権限
- 2 入札保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
- 5 工事の入札及びその他の発注方式に関して復代理人を選任する権限

記

代理人(共同企業体代表者) 共同企業体の名称

共同企業体

住所構成員称号又は名称代表者氏名

印

年 月 日

建設工事共同企業体

代表

様

太田市長

建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書

年 月 日付けにて提出されました共同企業体入札参加資格申請書については、下記のとおり認定したので通知します。

記

1 共同企業体の名称 【入札書等に記載する名称】

建設工事共同企業体

代表

2 共同企業体の構成 代表者

構成員

構成員

3 業務の種類 構成員全員が所有する許可・登録業種に限る。